

2020年 5月22日

協力会社の皆様へ

みらい建設工業株式会社

予定労務費（労務賃金）を明示した見積書の提出についてお願い

謹啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、弊社が加盟する一般社団法人日本建設業連合会（日建連）では、「将来の担い手確保を見据えた建設技能者処遇改善は業界全体にとって最大の課題である。」との認識の下、2018年9月18日に次のような「労務費見積り尊重宣言」を行いました。

日建連会員企業は、建設技能者の賃金を全産業労働者平均レベルに近づけていくため、一次下請企業へのお見積り依頼に際して、内訳明示が進んでいる法定福利費に加えて労務賃金改善の趣旨に叶う適切な労務費（労務賃金）※1を内訳明示した見積書の提出要請を徹底し、当該見積りを確認した上でこれを尊重する。

また、2018年12月21日には「労務費見積り尊重宣言実施要領」が制定されました。

弊社としましても、日建連の「労務費見積り尊重宣言」および「同実施要領」を受け、下記のとおり協力会社の皆様に対し見積時に予定労務賃金※2を明示した見積書の提出を要請するとともに、当該見積りを確認した上でこれを尊重いたします。

注）※1：労務費（労務賃金）

建設技能者に実際に支払う賃金等の額（手当、賞与等を含めた名目の支給総額）であり、法定福利費（事業主負担分）やその他の間接経費を含みません。

※2：予定労務賃金

一次下請企業として、工事を請け負った場合に、建設技能者（二次以下の企業に雇用されている者も含め）に支払うと想定している金額。

記

1. 見積時の予定労務賃金を明示した見積書の提出

見積に際しては、二次以下の下請企業に必要な労務費（二次以下に雇用されている建設技能者に対して、二次以下の企業を通じて支払われる労務賃金）も含めて、適正な見積書を作成するとともに、提出時には労務費（労務賃金）を内訳明示することを要請します。

謹白